令和5事業年度

監 査 報 告 書

(令和6年9月)

日本中央競馬会 監事

令和5事業年度監査報告書

日本中央競馬会法第10条第4項の規定に基づき、また日本中央 競馬会監事監査要領及び日本中央競馬会監事監査実施基準に従って、 日本中央競馬会(以下「法人」という。)の令和5事業年度(令和5 年1月1日~同年12月31日)における業務に関して監査を実施 したので、その方法及び結果について以下のとおり報告します。

1. 監事の監査の方法及びその内容

業務監査については、年間を通して、経営委員会及び役員会その他の重要な会議に出席するとともに、会議に関する書面を閲覧し、役職員から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、内部監査部門からは、内部監査の結果と内部通報制度の利用状況について報告を受けました。子会社や関連一般社団法人等(以下「関連団体等」という。)についても、近年重視されているグループガバナンスの視点を念頭におきつつ、各関連団体等の事業報告と決算報告を受けるとともに、9月から11月に各関連団体等の社長、理事長又はそれに代わる役員を訪問し、意思疎通

を図る予定です。

会計監査については、会計監査人が適正な監査を実施しているかを監るため、会計監査人との定期的な面談の機会を利用して、その職務の遂行状況について報告を受けるとともに、必要に応じて質疑に応じました。

現地監査については、法人本部、附属機関及び競馬場を対象と して、以下の方法で実施しました。

本部に関しては、理事長、副理事長、常務理事及び全ての理事から説明を受けました。加えて、全ての事業部門の各部長と個別に面談を行い、法人における実務の現状を聴取するとともに、意思決定に関係する書面を適宜閲覧しました。国際部所管の香港駐在員事務所、広報部所管の関西広報室及びウインズ部所管の場外勝馬投票券発売所(札幌、八代)も往査の対象にしました。

附属機関及び競馬場に関しては、組織規程に定められている7 機関8か所(競走馬総合研究所常磐支所を含む)と競馬場全場を 往査の対象とし、各所において、その長との意思疎通を図り、実 務の現状を聴取しました。

各附属機関及び各競馬場への往査において、今年度は、総務及

び施設の各部門責任者から、次の①~③について報告を受けました。①総務(人事)の担当者から、女性管理職の執務実態、男性職員の育児休暇の取得状況、ハンディキャップを持つ就労者(職員、嘱託等)の数や執務環境。②施設の担当者から、近年の主な施設整備工事に関する意思決定過程と決定後の実施過程(適宜書面の閲覧を含む)。③建築設備の担当者から、各所のエネルギー使用量の調査状況及び調査結果の開示状況。これらの点に関する報告を受けたのち、その長の認識を聴取しました。

2. 監査の結果

令和5事業年度における法人の業務は、法令、定款、その他の 規程等に従って適正に実施されていたと認められます。コンプラ イアンスに係わる重大な不適格事項は認められず、組織の運営及 び管理は適正に実施されていました。役員の職務の執行に関する 不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認め られません。会計監査人による監査の方法及び結果は相当である と認めます。事業報告書は、法令及び定款に従い法人の状況を正 しく示していると認めます。

3. 監事からの意見

監査の結果は上記2.のとおりですが、法人の持続的な発展を願って近年の監査活動を踏まえて監事らが協議した意見を記します。

(1) 中央競馬の信頼の確保

中央競馬が社会から受け入れられ続けるためには、中央競馬に対する信頼の確保が不可欠であり、信頼確保の担い手は、当法人の役職員、馬主、調教師・騎手を含む厩舎関係者、子会社等、中央競馬に関係する全ての団体及び個人です。統括機関である当法人は、中央競馬に関係する全ての団体及び個人が、それぞれの立場からの自覚をもって自律的に中央競馬の信頼確保に務めていけるよう、各関係方面との意思疎通の在り方等を引き続き工夫し続けることが求められます。

(2) 法人の企業価値の向上と持続的発展

下記(ア)~(オ)の事業は、法人の主な収入源である競馬の実施に直接関係する事業ではありません。

記

(ア) 馬事振興・馬の福祉の充実

- (イ) 畜産振興への支援
- (ウ)環境に関する取組
- (エ) ギャンブル等依存症対策
- (オ) 我が国の獣医学・馬学の発展への貢献

しかし、上記に関する法人の安定的な取組は、親しみやすさ、癒し、頼りがい、近づきやすさ、公共性、安心感、真面目さといったイメージを醸成し、法人の企業価値を高め、その存在に普遍的な意義をもたらしています。そのため、競馬に関心のない多くの国民においても、理解や共感を抱いてもらえる可能性を秘めた事業であり、法人の持続的な発展を支えるかけがえのない要素とも言えます。

確かに、これらの事業は直接的に経済的利益を実現してくれるものではありません。しかし、現代の企業活動が、経済性・環境適合性・社会性の三側面を調和させながら進めることを求められていることに鑑みると、これらの事業が内包する企業価値の持つ意義を、経営層はじめ役職員のなかにより深く浸透させていくことが求められています。

(3) 第40回アジア競馬会議の札幌開催の意義

今年8月、法人は、第40回アジア競馬会議の開催運営を担いました。自国での開催であったため、比較的多くの役職員が国際会議に出席し、日頃慣れ親しんでいる自国の競馬事業を外(そと)の目で捉えなおし、他国との違いを実感する機会を得ました。

役職員は、今後も広い視野と深い洞察をもって、国際場裡における競馬産業をめぐる議論の本質を的確に把握し、自国の立場について説得力をもって説明し、意義ある国際協力・国際協調を実現していくことが大切です。引き続きの研鑽と次世代の育成が求められます。

以上

令和6年9月11日

日本中央競馬会

監事 高嶋民治

監事 田中 佐知子

監事 小谷 実可子